

## 【別紙 1】 調査成果の概要

### 竹島を記載した江戸時代後期航路図の発見について

#### 1. 調査者

船杉力修 島根大学法文学部准教授（歴史地理学）

升田 優 島根県竹島問題研究顧問

#### 2. 調査期間 2018年8月～2022年2月

#### 3. 調査場所 浜田市、長崎県（長崎県庁）、山口県下関市、愛知県西尾市、三重県 鈴鹿市、国立国会図書館など

#### 4. 特記事項

##### (1) タイトル：「航路図」（仮題）

##### (2) 「航路図」入手、調査の経緯

領土問題の調査研究を行っている日本国際問題研究所から、竹島の古地図の調査研究を委託された、船杉力修島根大学法文学部准教授が、平成 30（2018）年 10 月、東京都内の古書店で、竹島（現在の鬱陵島）と松島（現在の竹島）が記載された、江戸時代後期のわが国の航路図が販売されているのを見つけ、購入した。その後、令和元（2019）年度の日本国際問題研究所からの島根大学への受託研究「古地図からみた竹島の地理学的研究（含、古地図のデータベースの構築及び報告書の作成（令和元年度）」の経費で撮影、データ化を実施した。さらに、長崎市や下関市など航路図に関係する地域の現地調査を実施した。

##### (3) 絵図の主な記載内容 【別紙 2】

①絵図の記載範囲は、北は、箱立（箱館）・松前・恵山といった蝦夷地南部、そして本州、四国、九州、南は、種子島・屋久島・永良部（口永良部島）・鬼界島、西は五島・甌島・朝鮮、北は竹島（現在の鬱陵島）、松島（現在の竹島）が記されている。

②絵図には、松前から青森・下関・長崎、青森から下関・江戸、新潟から長崎、長崎から平戸、長崎から鹿児島、長崎から細島（日向国）、細島から種子島、品川より大坂、大坂から種子島、紀伊国から種子島などの航路が記されている。なお、松前から下関・長崎へ向かう航路の近くには、竹島、松島も記されている。

③絵図の注記には以下の記載がある【別紙 3】。

- ・密貿易の場所として、長崎、田助浦（長崎県平戸市）、勝本（長崎県壱岐市）、呼子浦（佐賀県唐津市）、若津（福岡県大川市）、下関、細島（宮崎県日向市）、鶴崎（大分県大分市）、佐賀関（大分県大分市）、尾道、紀州地方（和歌山県）、新潟の 12ヶ所記載がある。12ヶ所のうち、8ヶ所が九州地方である。注記には、薩摩・長崎からの不正物（抜荷）の状況などが記されている。
- ・長崎、薩摩から不正物（＝密貿易の品物、唐物）が九州・中国・近畿・北陸地方へ運

ばれている。

・蝦夷地の昆布・俵物が松前及び北国筋から長崎・下関・薩摩・種子島まで運ばれ、抜荷として取り扱われていた。

・竹島、松島の状況を記し、松前から長崎への昆布船が竹島、松島近辺を通っていたこと【別紙4】

→このことから、この絵図の主な内容は江戸時代の抜け荷（密貿易）の状況を示している。

④この絵図の日本列島の形は、安永8（1779）年初版、水戸藩の地理学者長久保赤水の「改正日本輿地路程全圖」に似ていることから、赤水日本図をもとに作製されたと考えられる。

#### (4) 絵図の作製者：江戸幕府の長崎奉行であると考えられる

①この「航路図」では、長崎を含めて12ヶ所の密貿易の地名が出ていること。

②注記での地名の順番が、長崎から始まっていること、また注記は長崎周辺の地名から書かれていること、注記の記載地名が長崎など九州北部の地名が多いこと、航路に長崎までの記載があること、他の場所の説明で出ている「当地」は長崎を指していることから、長崎で作成された可能性が高い。

③長崎では、密貿易によって、幕府が決めた集荷機能が低下し、長崎貿易の維持が難しくなっていたこと。

④後述するが、文政3（1820）年には、長崎奉行が密貿易の地図を作製し、幕府（老中）へ提出したこと。この絵図には、九州から、西国、北国にかけての密貿易地35ヶ所が記載されていた。

⑤江戸幕府の一役職である、長崎奉行の役割として、抜け荷（密貿易）の取り締まりがあること。

→こうしたことから、この絵図は長崎奉行が作製した可能性が高い。実際、役人に九州・西国・北国の密貿易の場所を調査させて、その内容を注記で記しているとみられる。すなわち、この絵図は私的地図ではなく、公的地図であるといえる。

※従来、こうした抜け荷（密貿易）関係の絵図は見つかっておらず、江戸時代後期の流通、交易を研究する上でも大変貴重な絵図であるといえる。

#### (5) 作製年代：文政初期から天保初期

※参考：文政元（1818）年、天保元（1830）年

年代の根拠となる事柄は以下の通りである。

①寛政10（1798）年、薩摩藩による唐物の密貿易の対策として、天草の牛深湊（熊本県天草市）に、見張番所と遠見番所を新規に設置した。

※航路図には、天草の地名は記載されているものの、航路は天草を通っていない。

②文化7（1810）年、薩摩藩は長崎会所1）の管理の下、「琉球産物」の貿易に、8品目に限って関与を認められた。さらに文政8（1825）年には売り捌き品を24品目に増やすことに成功した。

→抜荷によって得た唐物まで琉球交易品として、長崎や大坂等で売り捌くことが

できた。

③文政 3 (1820) 年長崎奉行間宮信興が、薩摩で唐物密買がだんだんと増加している様子なので、薩摩鹿兒島のほか、九州・西国・北国筋の島々、湊、浦等で、以前より唐物密売買で船を寄せる場所、浦々 34,5 ヶ所を調査させて、不正物を積み送る船路を絵図を作製して、老中水野忠成へ提出した。

→長崎奉行間宮信興が作らせた密貿易地図ともいべき絵図面で、九州、西国から北国筋へかけての 34, 5 ヶ所の密貿易地が載せられてあり、老中、水野忠成へ提出された。この絵図は現存していない。

※幕府が編纂した外交資料集にあたる、『通航一覽統輯』(巻之十)によると、「文政三辰年間宮筑前守長崎在勤中、不正物取締方取調有之、薩州鹿兒嶋其外都而九州・西國・北國筋嶋々・湊・浦等二而、前々より唐物密賣買之船寄せ候場所、浦々三十四五ヶ所も調出し、薩州に而唐物密買追々相増候趣を以、不正物積送り之船路、繪圖面ニ相認、出羽守殿江申上候」とある。

④文政 5 (1822) 年 9 月薩摩唐荷を運んでいた薩摩船の観音丸が石見国銀山領の後地村尾浜浦(江津市)で難破して、抜け荷が摘発された。この船は新潟方面へ向かっていたと考えられている。

※絵図の注記(新潟)では、「ここは南口船(薩摩船)が1年に500～600石から700～800石積の船が4,5艘、毎年不正物を積み込んで、手広く売買している。ここでは手板 2) 等の意味もなく、かつ荷改めをする者もないので、勝手に取り扱っている。また、帰りの船は抜俵物を買って、積み帰っている」とある。

⑤文政 5 (1822) 年 10 月、薩摩藩による唐物の密貿易の対策として、肥前国平戸領「南簾ヶ崎」(現在長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦の八幡崎) 3) に、見張番所を設置し、薩摩を往復する船の船改めを行ったが、文政 7 (1824) 年廃止した。

※絵図では、見張番所の設置された壱岐の西側には航路が記されておらず、平戸へ向けて東側に航路が記されており、壱岐の北側に位置する勝本が密貿易の場所として記されている。絵図の注記(勝本)には「ここは、田助浦、呼子浦あたりで、長崎の役人が不正物を取り押さえていると伝わっているので、残らずここへ乗り回し、風待ちなどをしている。特に南口船(薩摩船)が多くいる。また対馬の渡海湊としていい場所であるので、諸船の入り込みが多く、土地が繁昌している」とある。

⑥文政 8 (1825) 年、長崎の中国商人が、琉球からの俵物・昆布の輸出(=薩摩藩による密貿易抜荷)の弊害を長崎奉行に訴えた。

⑦文政 9 (1826) 年 9 月、越前国丹生郡下海浦(現在福井県丹生郡越前町梅浦)の宝力丸が蝦夷地(三石)で買い付けた昆布を、薩摩国へ輸送の途中、中国へ漂着した。

→蝦夷地の昆布を、長崎ではなく、薩摩、琉球を通じて、中国へ輸出、密貿易をしようとしていたことを示す。

※絵図の注記(松前から長崎への航路)では、「松前并北國筋より長崎江廻り候昆布船乗筋凡七百里程」とあり、蝦夷地の昆布を運んだ昆布船のなかに北国筋の帆船の存在が確認できる。

⑧天保 2 (1831) 年 2 月、幕府は全国に布達した触書において、俵物の密売買が横行しているため、密売買を禁止し、取締りを強化した。

→薩摩藩による俵物密売と唐物抜荷が露骨に問題となりはじめ、幕府でも取り上げたのは天保初期からであるとされる。また、薩摩藩で抜荷が広範に行われたのは調所広郷の指示とされる。

- ⑨天保 6 (1835) 年 11 月、越後国長岡領の蒲原郡村松浜（現在新潟県胎内市）で薩摩船が遭難した際、積荷のなかに、長崎会所でしか扱えない、多量の密売唐物があり、村役・新潟町問屋による隠匿やその後の唐物販売が翌年露見し、江戸で裁判を受けた。  
※絵図にはこの事件について記載がないので、この事件の前の絵図である。
- ⑩天保 7 (1834) 年、浜田藩も関与し、今津屋八右衛門が朝鮮領の竹島（現在の鬱陵島）へ渡海したことにより、関係者が処分された「天保竹島一件」  
※絵図にはこの事件について記載がないので、この事件の前の絵図である。

(5) 竹島、松島の注記についての概要

- ①日本海を航行する帆船の船頭たちが知っている、竹島・松島の地理的情報を長崎奉行に報告し、絵図に注記として記載している。
- ②隠岐島後－松島、松島－竹島の距離が、鳥取藩作製の絵図と異なっている。  
→鳥取藩、米子の大谷・村川家の持っている地理的情報が反映されていない。
- ③竹島・松島は、古来より渡海したものがなく、無人島であるとする。波が高い場所のため、小船で渡海する場所ではない。  
→鳥取藩米子の大谷・村川家の渡海については認識していない（伝えられていない）。
- ④近年、長崎へ廻る昆布船が北国沖航路をだんだんと考えるようになり、当時に至って、北国地方から約 100 里あまり隔てた航路を通船するようになった。この航路は風波の障害が少ないので、次第に遠沖乗り（遠方）の航路を使用したところ、便利なので、当時松島・竹島近辺の航路を使用するようになった。  
→沖乗り航路よりさらに沖の「遠沖乗り」航路の通船の契機が記されている。
- ⑤島を観察したところ、竹島（現在の鬱陵島）の大きさは、隠岐国ほどの大きさがあるとみられ、松島（現在の竹島）は、草木がなく、岩ばかりの小島である。  
→松島を正確に認識していることが確認できる。
- ⑥両島は、北国（日本海側）のどこの領分とも聞いておらず、伯耆・出雲・石見三国の沖合にあり、隠岐国よりは少し西に寄り、石見国の真沖にあたる。  
→少なくとも朝鮮領とは認識していない。また、竹島、松島付近が日本海の航路となっていることから、わが国のいずれの国にも属していないものの、当時異国を航行にすることはできないので、日本領であると認識している可能性が高い。  
→対馬の北には、「対州豊浦より朝鮮釜山海迄凡四拾八里」とあり、朝鮮の地名には、「朝鮮」を冠しているが、ここでは「朝鮮」の文字はみられない。したがって、朝鮮領と認識しているわけではない。
- ⑦両島には、昆布を載せた沖乗りの北前船の船頭が見受けられるほかは、近辺には通船しているものはいない。  
→当時、竹島、松島を経済的に利用している人は（日本も朝鮮も他国も）なかったとしている。
- ⑧竹島（現在の鬱陵島）には、人気がなく、海岸から大きな樹木が繁茂していることが

確認できる。島の地面や土産の品物等は、上陸していないので、分からない。

- ⑨竹島（現在の鬱陵島）周辺の海底については、周囲 100 里以内にほかに島がないので、魚がたくさん寄っていて、海草もたくさんはえているのが見え、ここで漁業をすれば、「北海 4）一番之漁場」となると聞いている。
- ⑩（船頭たちが）今年秋に（松前へ）通船する折りに、（竹島、松島に）近寄り、詳しく見ることができるので、（その様子を）報告するだろうと申している。

#### (6) 水路誌における対馬暖流の記載

日本海の航海の案内書・手引書にあたる、海上保安庁刊行の『本州北西岸水路誌』（2017年3月刊行）によると、「日本海の海流模式図」が掲載されており、対馬暖流は3つの分枝がある【別紙5】。このうち第一分枝は、対馬海峡の東水道を通過し、おおむね本州の北西岸に沿って岸近くを北上している。第一分枝は冬季には海流分枝としての性質を示さなくなる。第二分枝、第三分枝は、対馬海峡の西水道を通過し、その後朝鮮半島東岸に沿って北上し、鬱陵島付近で二分する。第二分枝は、東に向かい、蛇行しながら、竹島、隠岐諸島沖、能登半島沖、佐渡島沖と、本州北西岸の沖合を北東方向へ流れる。第三分枝は、さらに北上し、北緯 40 度線付近まで達して、やがて東に向かい、蛇行しながら、大和堆付近を通過して、男鹿半島の入道崎沖で、第一分枝、第二分枝と合流し、その大半は津軽海峡から太平洋に流出する。第二分枝、第三分枝は流勢は夏に強く（1～1.5 ノット）、冬に弱い（0.5～1.2 ノット）とされる。

すなわち、対馬暖流のうち、第二分枝が『石見外記』の記載と符合し、第三分枝がこの絵図での航路の記載と符合すると考えられる。こうしたことから、江戸時代後期には、竹島、松島周辺に、松前へ向かう航路が存在した可能性が高いといえる。

#### (7) 竹島問題でのこの絵図の意義

- ①竹島（現在の鬱陵島）、松島（現在の竹島）の周辺を通る帆船の松前航路（遠沖乗り航路）を記した江戸時代後期（19 世紀初期頃）で幕府、長崎奉行作製と考えられる航路図で、いわゆる公的地図が初めて見つかったこと。
- ②松前航路（遠沖乗り航路）を通る帆船の船頭による、竹島、松島の地理的認識が、幕府の公的地図に記され、竹島、松島が日本領と認識されていたこと。
- ③この絵図は、竹島（現在の鬱陵島）の渡海を禁止した、元禄 9（1696）年の元禄竹島一件以降も、安永 8（1779）年初版、水戸藩の地理学者長久保赤水の「改正日本輿地路程全圖」、享和元（1801）年序で、杵築大社の神官矢田高當が記した『長生竹島記』5）、文政 3（1820）年 10 月の自序で、浜田藩の儒学者中川顕允が記した、『石見外記』所収の地図「大御國環海私圖」とともに 6）、松島（現在の竹島）に対する実地の知見、松島までわが国の範囲としての認識が継続したことの裏付けになる史料として位置づけることができること。
- ④松島（現在の竹島）近辺を帆船が通ったとか、望見したことが国際法上領有権の根拠になるわけではないものの、朝鮮の側には実見した記録すらないこと。
- ⑤すなわち、この絵図は、竹島がわが国固有の領土であることを補強する資料であるといえること。

#### (8) 絵図の元所蔵者

古書店のホームページによると、この古地図の所蔵者は、国会議事堂の建設に関係した、大蔵省の官僚で建築学者、大熊喜邦（明治 10（1877）年～昭和 27（1952）年）であったという。蔵書印などはない。著書には、専門の建築学関係の著書のほか、江戸時代の宿場町の著書もみられる。昭和 13（1938）年の雑誌學燈 42-6 所収の「古圖漁り」によると、大熊は、公務の余暇に、日本住居史、殊に武家住居史の研究に従事していたので、東京の古典籍即売会などに欠かさず出かけ、武家屋敷などの古地図を買い漁っていたとある。大熊は、江戸時代の本陣など宿場町の研究もしており、昭和 28（1953）年には宿駅本陣の研究で慶応大学から経済学博士の学位を受けており（大正 8（1919）年には工学博士の学位を受けている）、広い意味で江戸時代の交通史に関心があったとみられることから、この古地図を購入した可能性が高いと考えられる。

#### 5. その他

今回の研究成果は、1 月 28 日、日本国際問題研究所のホームページで公開する予定である。また、「航路図」の写真もあわせて、日本国際問題研究所のホームページで公開する予定である。現在のところ、パネルも含めて、展示の予定はない。なお、「航路図」は、竹島問題だけでなく、江戸時代後期の密貿易を研究する上でも重要な史料であるので、今後も分析を続けていく予定である。

#### <注>

- 1) 江戸時代、長崎貿易を運営するため組織された商人の機関。中国、オランダ貿易を独占的に行い、利益金の一部は、運上金として幕府に納めた。会所は長崎奉行の監督下にあり、主要な役人調役は町年寄が兼ね、町政にも関与した。
- 2) 手板とは、長崎在勤の「五カ所糸割符宿老」が発行したもので、長崎からの輸入品の移出にはすべて手板の添付が必要であった。「五カ所糸割符宿老」とは、糸割符商人を指し、当時、長崎・江戸・京・大坂・堺にいた。糸割符商人は、「糸割符」と称する、生糸を輸入する特定の商人に与えた特権を示す、証札を持っていた。
- 3) 山本紀綱（1983）：『長崎唐人屋敷』、謙光社、p.491.及び p.563 所収「長崎略史年表」
- 4) 現在の日本海を指す。
- 5) 「當時も千石餘の廻船夷ぞ松前行ニ不量大風に被吹出し時ハ、これぞ聞傳松島哉と遠見す、本朝西海のはて也」とある。すなわち、「當時も千石余の廻船が蝦夷松前へ行く際に、はからずも大風に吹かれた時は、これぞ聞く松島かと遠見する。わが国西海の果てである」と記している。この絵図の時代には、偶然ではなく、航路自体が松島近辺を通っていたことになる。
- 6) このほか、竹島と松島間の航路を記す絵図として、天保 7（1836）年、鳥取藩米子御船手旧蔵の「日本針図」（個人蔵）がある。